

■第5期障害福祉計画の位置付け

【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項

児童福祉法第33条の20第1項

【計画の性格】国の指定指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画

【総合計画との関係】平成26年度に策定した第4次障害者長期計画を踏まえ、本市の総合計画「堺21世紀・未来デザイン」マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」と整合を図る。

【計画期間】平成30年度～平成32年度の3年間

【計画の内容】

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における障害福祉サービス、相談支援サービス等の種類ごとの必要見込量
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他

【基本理念】（第4次障害者長期計画及び第4期障害福祉計画の理念を踏襲することを検討）

～ 障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き生きと輝いて暮らせる社会の実現 ～

■本市の障害者の現状と課題

【本市の障害者数（手帳所持者等）の動向】

	17年度末	27年度末	増加率
身体	33,926人	37,357人	10.1%
知的	4,832人	7,298人	51.0%
精神	3,302人	7,567人	129.2%
精神通院	10,367人	15,017人	44.9%

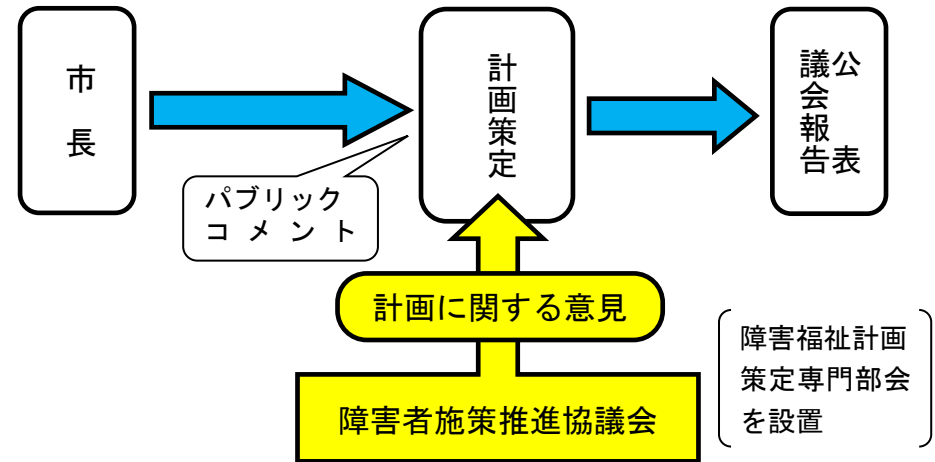
※その他発達障害、高次脳機能障害、難病（H25年度から障害の範囲に）等

【現状と課題】

- ・サービス需要量の増加
- ・障害者の高齢化、重度化
- ・ニーズの多様化（高次脳機能障害者、発達障害者、難病等の支援）
- ・情報提供の充実と相談窓口の確保
- ・障害に対する理解の促進
- ・暮らしの場の充足
- ・家族の高齢化（家族介護力の低下）

■計画策定体制・策定手法

【計画策定の流れ】



【専門部会の設置】

障害者総合支援法第88条第9項の規定に基づき、「堺市障害者施策推進協議会」において意見を聴取する。

意見聴取にあたっては、障害当事者、障害者団体、支援者、有識者等の委員らで構成する「障害福祉計画策定」専門部会を設置する。